

第606回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和6年4月16日（火）

午後2時から

場所：茨城県庁17階農林水産部会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 たねうなぎ特別採捕許可について（諮問）

第2号議案 令和6年度年間事業計画について（協議）

6 その他

7 閉 会



資料No. 1

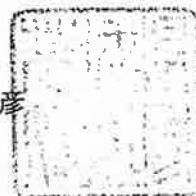
漁 諮 問 第 1 号

茨城県内水面漁場管理委員会

たねうなぎの特別採捕について、別紙のとおり許可したいので、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号）第41条第9項の規定により意見を求める。

令和6年4月10日

茨城県知事 大井川 和彦



(別紙)

諮 問 の 内 容

- 1 許可申請者  
茨城県神栖市日川3744 常陸川漁業協同組合
- 2 許可する理由  
県内河川、湖沼放流用種苗供給のため
- 3 許可しようとする内容

(1) 採捕する水産動物の名称及び数量	たねうなぎ 100kg以内
(2) 適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項第10号(竹筒) " 第15号(笹浸) 第33条(全長制限) 第34条第2号(手繰網)
(3) 採捕の区域	茨内共第2号共同漁業権の漁場区域 (常陸利根川及び利根川)
(4) 採捕の期間	5月1日から10月31日まで
(5) 使用漁具及び漁法並びに統数	うなぎ手繰網 1カ統 うなぎ笹浸 1カ統 竹筒 18カ統
(6) 採捕に従事する者の住所及び氏名	うなぎ手繰網  うなぎ笹浸  竹筒
(7) 使用船舶	ほか18隻
(8) 許可有効期間	令和6年5月1日から令和6年10月31日まで

4 許可の条件

- (1) うなぎ手繰網によって特別採捕を行う場合は、日出から日没までの間とする。
- (2) 特採許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の写真を貼付した特別採捕従事者証を交付しなければならない。
- (3) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(2)の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (4) 採捕する場合には、ゼッケンを着用しなければならない。
- (5) 特採許可を受けた者は、知事が採捕の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 特採許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。

- (7) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (8) 採捕従事者又は採捕補助者が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (9) この特採許可により採捕したうなぎ種苗については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (10) 笹浸は、1ヶ統当たりが使用する笹束の数は200束以内でなければならない。
- (11) 竹筒は、1ヶ統当たりが使用する筒の数は2,000本以内でなければならない。

誓 約 書

今回、申請した「たねうなぎ特別採捕許可申請」について、常陸川漁業協同組合と水資源開発公団が締結した、霞ヶ浦開発事業に伴う漁業補償契約書（昭和49年12月25日付）第6条及び利根川河口堰設置に伴う漁業補償契約書（昭和43年7月1日付）第3条の主旨を踏まえ、今後当該事業に起因し、漁業被害が発生した場合でも異議求償を一切行わないこと、並びに災害発生等緊急事態の場合、この漁業に関し、河川管理者から操業中止又は漁場等の撤去の申し入れがあった場合その指示に従うことを誓約いたします。

令和6年4月3日

茨城県神栖市日川3744

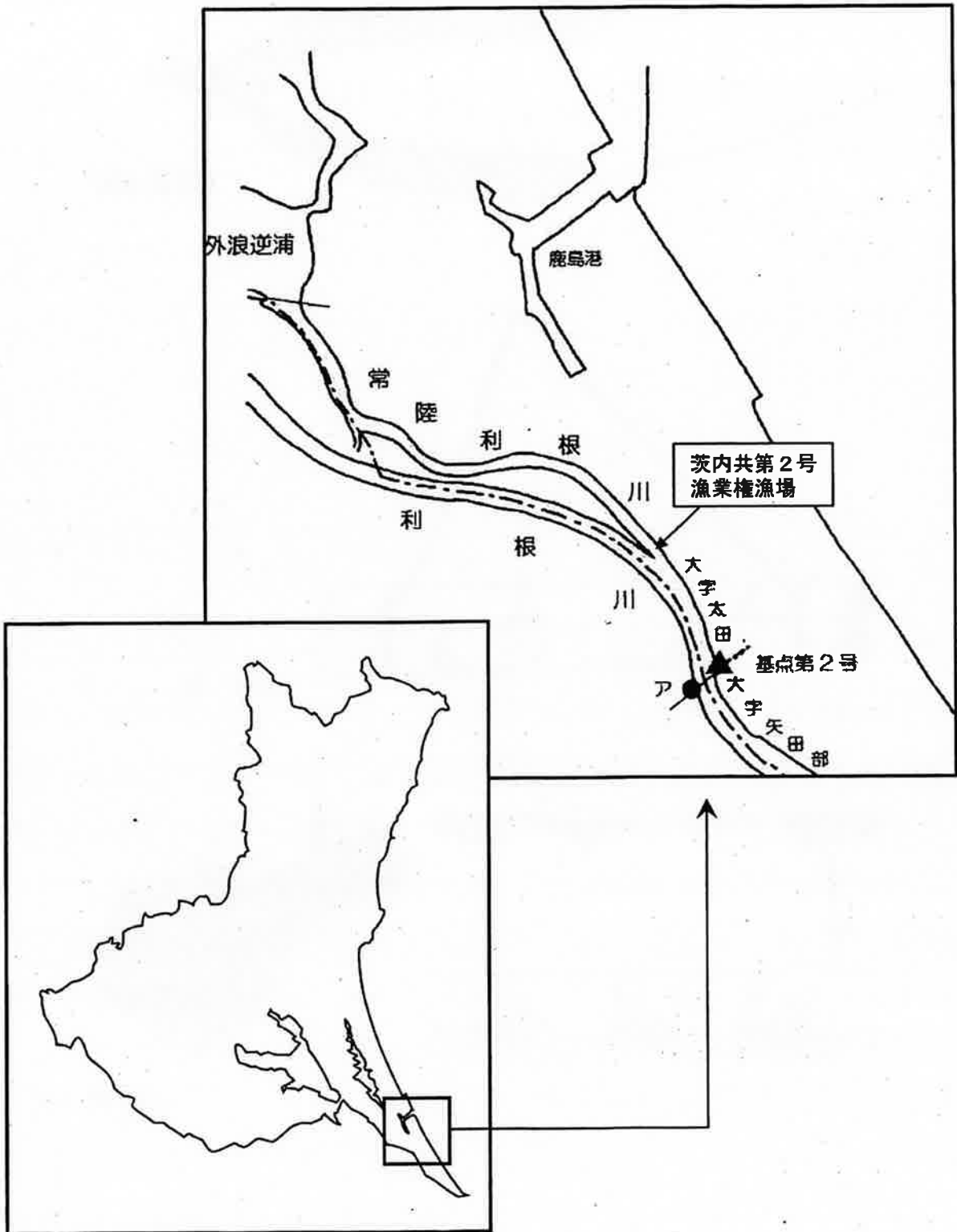
常陸川漁業協同組合

代表理事組合長 多田悦章

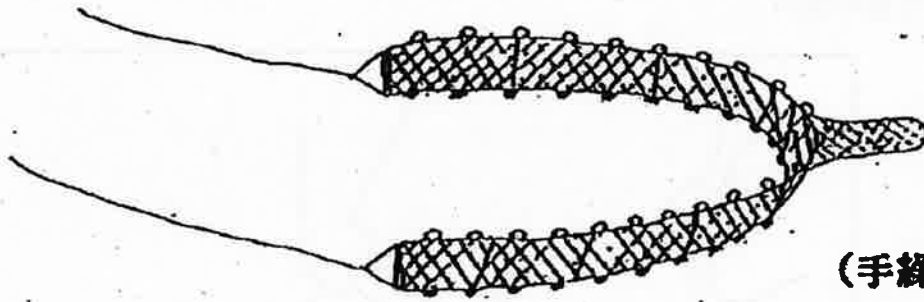
茨城県知事 大井川 和彦 殿

採捕の区域（茨内共第2号）

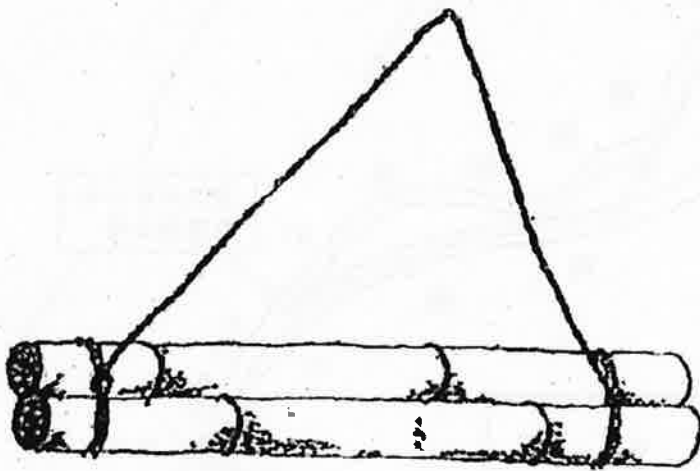
利根川及び常陸利根川



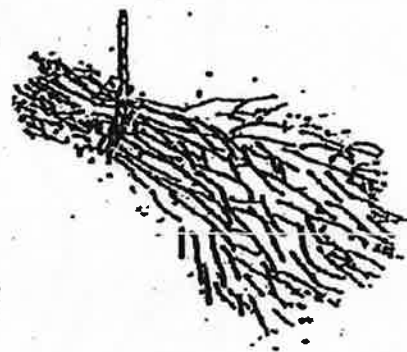
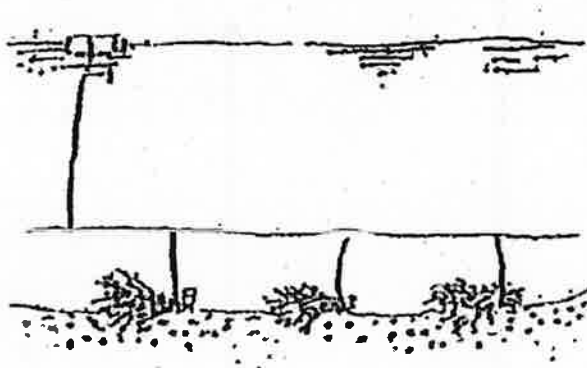
【参考資料】



(手繰網)



(竹筒)



(笹浸し)

## うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針

### (趣 旨)

第1 茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第41条第1項に規定する試験研究等の採捕許可のうち、国内での増養殖用におけるうなぎ種苗の採捕許可（以下「特採許可」という。）に関しては、規則の規定によるほか、この取扱方針の定めるところによる。

### (定 義)

第2 この取扱方針においてうなぎ種苗とは次の表に掲げるものをいう。

種 類	定 義
たねうなぎ	全長13センチメートルを超え 23センチメートル以下のもの

### (適用範囲)

第3 この取扱方針は、内水面に適用する。

### (許可の基準)

第4 特採許可は、次の表に掲げる条件を満たす者に対して適用する。

採捕区域	許可の対象者	採捕目的
共同漁業権漁場	漁業協同組合	(1) 河川放流用種苗 (2) 養殖用種苗

### (採捕区域)

第5 特採許可により採捕できる区域は、特採許可を受けた者が免許を受けている共同漁業権漁場の区域内とする。

### (採捕の期間)

第6 特採許可により採捕できる期間は、次の表に掲げる期間とする。

種苗の種類	採 捕 期 間
たねうなぎ	5月1日から10月31日まで

### (採捕従事者等)

第7 特採許可を受けた者が、特別採捕に従事する者（以下「採捕従事者」という。）を選定する場合は、当該組合の所属組合員であって、かつ、規則第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者でなければならない。なお、採捕従事者は、採捕を補助する者をおくことができる。

### (使用漁具)



第8 採捕に使用する漁具は、うなぎ手繰網、ふくろ網のうち長ぶくろ網、笹浸、せん及び竹筒とし、統数については別途定める。

(許可の申請)

第9 特採許可を受けようとする者は、規則に定める申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 採捕の区域図
- (2) 採捕した種苗の供給計画書
- (3) その他必要と認める書類

(申請の時期)

第10 特採許可を受けようとする者は、原則として採捕実施予定日の50日前までに申請しなければならない。

(制限又は条件)

第11 特採許可に際しては、次の制限又は条件をつける。

- (1) 特採許可を受けた者は、採捕従事者に対し、顔写真を貼付した別記様式第1号の特別採捕従事者証(以下「従事者証」という。)を交付しなければならない。
- (2) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前号の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (3) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。
- (4) 特採許可を受けた者は、知事が採捕の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (5) 特採許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (7) 採捕従事者又は採捕補助者(以下「採捕従事者等」という。)が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (8) この特採許可により採捕したうなぎ種苗については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (9) その他必要と認める事項

(報告)

第12 規則第41条第5項に基づく報告は許可期間終了後1ヵ月以内とする。

(採捕従事者等が違反した場合の措置)

第13 特別採捕の許可を受けた者が特別採捕許可の内容に違反した場合は、規則に定めるもののほか、次の措置を行う。

採捕従事者等が違反して特別採捕を行った場合には、違反の事実が確認された日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者等から除外する。また、悪質な違反の場合は、次年度の特採許可にあたり、採捕従事者等として認めない。

(委任)

第14 この方針の施行に関し、必要な事項は、要領で定める。

付 則

- 1 この方針は、昭和52年11月19日から施行する。
- 2 次の方針は、廃止する。
  - (1) うなぎ種苗の特別採捕許可等に関する取扱方針（昭和52年 4月19日施行）
  - (2) たねうなぎの特別採捕許可等に関する取扱方針（昭和52年 4月19日施行）

付 則

- 1 この方針は、平成12年11月 8 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成18年10月 6 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成26年10月16日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成27年11月17日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、令和 3 年 3 月17日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、令和 6 年 3 月28日から施行する。

令和 年度 ○○○特別採捕従事者証

1 従事番号 第 号

2 使用漁具及び統数

3 使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数  
(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 採捕従事者及び採捕補助者

	住 所	氏 名	年 齢 性 別	写 真
採捕従事者				
採捕補助者				

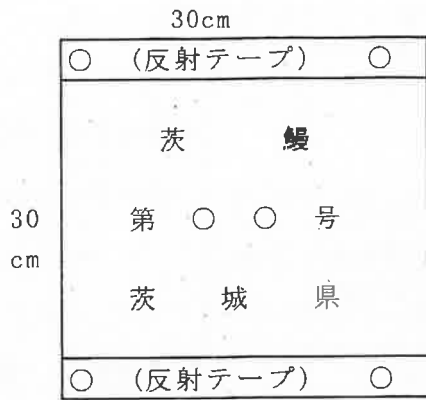
5 採捕の区域

6 採捕従事期間

7 採捕従事条件

- (1) 採捕従事者は、特別採捕に際しては採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕に際しては、船舶の航行を妨害してはならない。
- (3) 採捕従事者又は採捕補助者が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (4) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。

様式第 2 号



注) 1 地色は黄色  
文字は黒色

(参考)

内水面漁業調整規則第41条第2項第4号の使用船舶及び  
第8号の採捕に従事する者の住所及び氏名の記載例

採捕に従事する者の住所及び氏名		使用船舶					採捕従事者を補助する者の住所及び氏名	
住所	氏名	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所有者氏名	住所	氏名
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	●●●●●	●●●●●
							△△△△△	△△△△△
							□□□□□	□□□□□
							◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	●●●●●	●●●●●
							△△△△△	△△△△△
							□□□□□	□□□□□
							◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆

## たねうなぎの特別採捕許可要領

(昭和 52 年 11 月 19 日制定)

改正 平成 24 年 2 月 15 日

(趣 旨)

第 1 この要領は、たねうなぎの特別採捕のため、うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針（昭和 52 年 11 月 19 日施行。以下「方針」という。）の適用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の対象者)

第 2 特別採捕は、次の表に掲げる条件を満たす者に対して許可する。

採 捕 区 域	許 可 対 象 者	採 捕 目 的
利根川本流	はさき漁業協同組合	(1) 河川放流用種苗
利根川及び常陸利根川	常陸川漁業協同組合	(2) 養殖用種苗
酒沼川	大酒沼漁業協同組合	

(採捕数量)

第 3 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して定めるものとする。

- (1) 前年度の採捕状況及び供給状況
- (2) 当該年度の需給状況
- (3) 資源状況

(漁具の種類及び統数)

第 4 特別採捕により使用できる漁具の種類及び統数の最高限度は、許可の対象者ごとに定め、次の表に掲げるとおりとする。

許可の対象者	漁具の種類	統 数
はさき漁業協同組合	うなぎ手繰網	39
	せん	6
	竹筒	5
常陸川漁業協同組合	長ぶくろ網	5
	うなぎ手繰網	13
	笹浸	12
	せん	5
	竹筒	30
大酒沼漁業協同組合	笹浸	77
	せん	5

竹筒	45
----	----

(採捕の区域)

第5 特別採捕により採捕できる区域は、次の表に掲げる区域とする。

許可の対象者	採捕の区域
はさき漁業協同組合	利根川のうち茨内共第1号共同漁業権の漁場区域
常陸川漁業協同組合	利根川及び常陸利根川のうち茨内共第2号共同漁業権の漁場区域
大湊沼漁業協同組合	湊沼を含む湊沼川のうち茨内共第14号共同漁業権の漁場区域

(漁具の制限)

第6 特別採捕に使用することができる漁具の規模は、次の表に掲げる範囲とする。

漁具の種類	規模の範囲
長ぶくろ網	一張りの規模は袖網の片袖が仕立上がり全長30メートル以内、 ぶくろ網の仕立上がりが全長36メートル以内のもの。 上記の規模の長ぶくろ網一張りを1ヵ統と称する。
笹 浸	1統に使用する笹束の最高限度は200束
せ ん	1統に使用するせんの最高限度は500個
竹 筒	1統に使用する筒の最高限度は2,000本

第7 前項に規定する漁具の規模は、許可の制限又は条件として付加する。

(採捕従事者数)

第8 特別採捕により採捕に従事する者の数は、漁具の種類ごとに定め、次の表のとおりとする。

許可の対象者	漁具の種類	従事する者の数
はさき漁業協同組合	うなぎ手繰網	39
	せん	6
	竹筒	5
常陸川漁業協同組合	長ぶくろ網	5
	うなぎ手繰網	13
	笹浸	12
	せん	5
	竹筒	30

大酒沼漁業協同組合	笹浸	77
	せん	5
	竹筒	45

第9 前項に規定する採捕に従事する者の数は、許可の制限又は条件として付加する。

(採捕の制限)

第10 うなぎ手繰網によって特別採捕を行う場合は、日出から日没までの間とする。

第11 前項に規定するうなぎ手繰網の採捕の制限は、許可の制限又は条件として付加する。

(申請書の添付書類)

第12 方針第9に定める「その他必要と認める書類」は、誓約書(別記様式)とし、はさき及び常陸川漁業協同組合に提出を課する。

付 則

この要領は、昭和52年11月19日から施行する。

付 則

この要領は、昭和59年3月21日から施行する。

付 則

この要領は、昭和17年4月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年5月8日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年2月15日から施行する。



(別記様式)

誓 約 書

今回申請した 漁業については、 漁業協同組合等と水資源開発公団が締結した、霞ヶ浦開発事業に伴う漁業補償契約書（昭和 年 月 日付）第 条及び利根川河口堰設置に伴う漁業補償契約書（昭和 年 月 日付）第 条の主旨を踏まえ、今後当該事業に起因し、漁業被害が発生した場合でも異議求償を一切行わないこと並びに災害発生等の緊急事態の場合、この漁業に関し、河川管理者から操業中止又は漁場等の撤去の申し入れがあった場合その指示に従うことを誓約致します。

令和 年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 印

茨城県知事

殿

茨城県内水面漁場管理委員会 令和6年度年間事業計画案

(注)  
 ●…審議事項  
 □…報告事項  
 ◇…会議

項目	4月 (第606回)	5月	6月 (第607回)	7月	8月 (第608回)	9月 (第609回)	10月	11月	12月 (第610回)	1月	2月 (第611回)	3月
協議会										【協議会】 ◇ 目標増殖量協議会 (水戸・土浦の 2地区で開催)		
初会議									【第22期初会議】 ● 会長等選出について ● 委員会の設置、構成、機能と権限について ● 茨城県内水面漁場管理委員会会議規程等について ● 茨城県内水面漁業調整規則について 等			
茨城県内水面漁場管理委員会 委員会指示・許可等	● たねうなぎ特別採捕許可について(諮問) ● R6年間事業計画について(協議)		● さけ特別採捕許可について(協議)		● さけ特別採捕許可について(諮問)	● うなぎ稚魚漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問) ● R7全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する意見について(協議) □ 採捕の許可の更新について ・ぼらまき網 ・流しさし網 ・かに網 ・かにかご					● R7目標増殖量について(公示)	
漁業調整規則						● 茨城県内水面漁業調整規則の改正について(協議)				● 茨城県内水面漁業調整規則の改正について(諮問)		
水試等報告			□ 茨城県におけるアユの調査報告			□ 久慈川アユ釣り教室の取組について				□ 涸沼におけるヤマシジミの調査報告		□ 資源管理の状況等の報告 □ 内水面資源の状況等について
会議等報告			□ R6全国内水面漁場管理委員会連合会総会の結果について		□ R6全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案の提出結果について							□ R6全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果等について
全国内水面漁場管理委員会連合会		◇ 通常総会 (東京)				◇ 研修会 (東京)			◇ 東日本ブロック協議会 (山形)			